

千葉市条例第 10 号

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 の一部を改正する条例

千葉市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年千葉市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（水道技術管理者の資格） 第 2 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。<u>以下同じ。</u>）<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後</u>又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくは<u>これ</u>に相当する課程を修めて卒業した後、<u>2 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>（2）学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> <u>（3）</u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において土木科又は<u>これ</u>に相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>（4）</u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校	（水道技術管理者の資格） 第 2 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 19 条第 3 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （1）学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学（短期大学を除く。<u>。</u>） 又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学において土木工学科若しくは<u>土木科又はこれら</u>に相当する課程を修めて卒業した後、<u>3 年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 [削る] <u>（2）</u>学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校において<u>土木工学科若しくは土木科又はこれら</u>に相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 <u>（3）</u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校

において 土木科又は <u>これ</u> に相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 第1号、第3号及び前号に規定する学校において <u>土木工学以外の</u> 工学、理学、農学、医学若しくは薬学 <u>に関する学科目又はこれらに相当する学科目</u> を修めて卒業した後 、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第3号に規定する学校を卒業した者 について は6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6)・(7) [略] 2 1日最大給水量が <u>1,000立方メートル</u> 以下である専用水道については、前項第1号中「<u>2年以上</u>」とあるのは「<u>1年以上</u>」と、同項第2号中「<u>3年以上</u>」とあるのは「1年6箇月以上」と、同項第3号中「<u>5年以上</u>」とあるのは「2年6箇月以上」と、同項第4号中「<u>7年以上</u>」とあるのは「3年6箇月以上」と、同項第5号中「<u>4年以上</u>」とあるのは「2年以上」と、「<u>6年以上</u>」とあるのは「3年以上」と、「<u>8年以上</u>」とあるのは「4年以上」と、同項第6号中「<u>10年以上</u>」とあるのは「5年以上」と読み替えるものとする。	において <u>土木工学科若しくは土木科又はこれら</u> に相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4) 前3号 に規定する学校において 工学、理学、農学、医学若しくは薬学 <u>の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）</u>を修めて卒業した後（<u>学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後</u>）、第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、第2号に規定する学校を卒業した者（<u>同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者</u>）について は6年以上、前号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) [略] 2 1日最大給水量が <u>10,000立方メートル</u> 以下である専用水道については、前項第1号中 「3年」とあるのは「1年6箇月」と、同項第2号中「5年」とあるのは「2年6箇月」と、同項第3号中「7年」とあるのは「3年6箇月」と、同項第4号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第5号中「10年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。
---	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。